

第26回半田市農業委員会総会議事録

令和7年7月22日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第76号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第77号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第78号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	榊原正彦	書記	服部由紀
書記	安本源		

事務局

ただ今から第26回総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さま、本日は農業委員会へご出席いただきましてありがとうございます。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、2番の小栗絵里委員と3番の岩橋克巳委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第76号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、6件出ております。番号703-11について、事務局・担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。貸渡人は高齢のため耕作をすることが困難で、東浦町在住の借受人から農業のために土地を貸してほしいという話を受けて賃貸借をするものです。借受人は本人の登録農地はありませんが、実家の農作業を長年手伝ってきており、知人と共に季節野菜を育てたいとのこと。奥まった場所ですが農地までの道は既に開かれており、活用されるのであれば問題ないものと考えます。場所については担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊1頁をご覧ください。現地は山の中で草木が2メートルほど生い茂る耕作放棄地でした。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

番号703-11につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号703-11につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号703-11を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-12 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は申請地である祖父の土地を耕作してきたなかで、今回相続により取得するため申請に至りました。今後も引き続き耕作は継続していきます。

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。申請地は板山神社と板山小学校の間になります。

議長

事務局より補足の説明をお願いします。

事務局

総会資料には譲渡人が空欄になっている今まであまりない案件となっているため補足説明いたします。

所有者がすでに亡くなっている場合について、相続財産管理人が譲渡人として本人に代わって売買を行うことが多いですが、今回は所有者が生前に自身の死後は農地を生前から耕作していた譲受人に相続したいという思いがありました。孫は相続人にあたらなため遺言書に遺贈という形で記載をしていましたが、相続人との係争があり、係争の末譲受人が獲得することになりました。この場合、譲渡人が誰になるのかについて東海農政局に確認を行ったところ譲渡人は空欄のまま問題ないと回答を得ましたので申請書一式を整えております。

議長

番号 703-12 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

最終的に判決が出たうえで所有権移転を行うという理解でよろしいでしょうか。

事務局

その通りです。提出された申請書に最終的な判決に関する文書が添付されています。内容としては該当地の相続は申請者が行い、その他の土地については他相続人が相続することや農機具等の処理等に係る金銭負担に関する判決文です。最終文に「以上をもってこの係争を終了とする」と記載があることから本件については判決が確定しているとして問題ないと考えます。

議長

ほかにご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-12 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-12 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-13 について、事務局・担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。借受人は武豊町在住で水稻を始められる土地を探していました。

譲渡人は今回二名いますが、相続したものの水稻に手が回らないため使用貸借にて貸したいとするものです。借受人は個人の登録農地はありませんが家族の農作業を長年手伝っており、農作業歴の長いお母さ

まと妻とで始めたいというものでした。すでに申請地はきれいに耕作を始められており、問題ないものと考えます。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 3 頁をご覧ください。住宅に囲まれていますはまだ農地が残されている土地でした。

議長

番号 703-13 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-13 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-13 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-14・15 について、受人が同じであるため 2 件を一括で上程します。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

譲渡人は高齢で耕作ができなくなったため、父から子へ権利を譲り渡すという内容です。

委員

場所については別冊 3 頁をご覧ください。半田インターから東に向かった場所です。

議長

番号 703-14・15 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-14・15 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-14・15 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-16 について、議事不参与者は退出しての審議となります。

(不参与者退出)

事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。市街化区域の農地の権利移動になります。譲渡人は高齢のため営農が困難であり、譲受人から野菜作りに活用したいという申し出を受けて農地を譲りたいとするものです。譲受人は申請地の隣人で、場所については別冊 4 頁をご覧ください。雁宿公園の東側にある場所で、さらにすぐ左手に隣接するのが譲受人の自宅となっています。農業に活用されるのであれば問題ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

番号 703-16 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-16 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-16 を承認・可決いたします。

(退出者席に戻る)

続きまして、第 7 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、4 件出ております。

番号 705-12～14 について、関連しておりますので一括で上程します。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。法人の店舗ならびに精肉加工工場を近隣の申請地に増設を行いたいというものです。農業振興地域ではありますが用途変更の申請はすでに行われています。場所については、地図の 5 頁です。半田インターの北西に位置しています。

議長

番号 705-12～14 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

譲渡人と譲受人は関係のある方でしょうか。

委員

関係のない他人です。

議長

ほかにご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-12～14 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-12～14 につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-15 について、事務局・担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。譲受人は東京都港区に本社を置き、蓄電システムの設置やエネルギー利用設備の設置及び電気の供給販売を行う法人です。この度当該地に蓄電池を設置し、蓄電池事業を行いたいとするものです。雨水排水は小堤を設け、かつ東側へ自然浸透を促す砂利敷きエリアを設けています。設備管理は名古屋市の会社が行い、事案別に地元の会社に協力を得ながら行っていくとのことでした。周囲も太陽光施設が連なるエリアで、書類も完備されており転用はやむを得ないかと思えます。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。半田インターと医師会から南へ進んだ場所です。申請地の南側には太陽光パネルがすでに設置されており、特段問題ないものと思えます。

議長

番号 705-15 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-15 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-15 を承認・可決いたします。

続きまして、第 7 8 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、1 件出ております。

番号 706-11 について、受け手が同じであるため一括し、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。借受人は、阿久比町と半田市を中心とした農業法人です。市内でも広く耕作をされており、問題は無いと思われます。場所については、別冊 7 頁をご覧ください。国道 247 号の南側が申請地となります。現地はすでに耕作されており問題ないと思います。

議長

番号 706-11 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-11 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-11 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 7 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 1 1 件、報告第 4 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知」が 1 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

続きまして、報告第 5 号について事務局より報告をお願いします。

事務局

資料 1 3 頁「農地法 4 条許可取下げ」になります。本年 4 月に提出のありました案件です。3 年前に営農型太陽光を設置し、3 年後に更新を行うといった申請内容でした。農業委員会後愛知県農業会議の常設審議委員会にかかり、許可を得ていましたが愛知県の職員から現場を確認した際に柱の本数が申請と異なっていると報告がありました。再度現場を確認し柱の本数を数えたところ、本数が多いことを確認しました。営農型太陽光は柱の下の土地面積分を一時転用するもののため、本数が異なると面積も異なるため、取り下げて再度申請するように指摘がありましたので今回取り下げるものです。

資料を改めて整い次第再度申請を行う予定となっております。

議長

これで第25回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時50分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印